

告示第 101 号

太子町私立保育所等運営費補助要綱（平成 16 年告示第 92 号）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

令和 8 年 6 月 25 日

兵庫県太子町長 沖 汐 守 彦

第 1 条中「第 164 号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「得て設置した私立保育所」を「受けた私立保育所、法第 34 条の 15 第 2 項の規定により認可を受けた家庭的保育事業等」に改め、「提供」の次に「の推進」を加える。